

県営林事業森林整備等実施要領

(平成 18 年 4 月 1 日付け 林第 1 6 6 号)
(平成 20 年 7 月 8 日付け 林第 3 8 0 号)
改正 (平成 21 年 4 月 15 日付け 林第 9 3 号)
改正 (平成 21 年 5 月 21 日付け 林第 2 2 2 号)
改正 (平成 26 年 3 月 28 日付け 林第 1 1 9 8 号)
改正 (平成 27 年 5 月 18 日付け 林第 1 9 2 号)
改正 (平成 29 年 2 月 21 日付け 林第 9 4 1 号)
改正 (令和 2 年 10 月 1 日付け 林第 5 6 3 号)
改正 (令和 4 年 2 月 14 日付け 林第 9 8 4 号)
改正 (令和 5 年 10 月 13 日付け 林第 7 3 3 号)
改正 (令和 7 年 3 月 25 日付け 林第 1 1 1 5 号)

(目 的)

第 1 条 この要領は、県有林事業及び県行造林事業（以下「県営林事業」という。）に係る森林整備工事（新潟県森林整備工事入札参加資格審査規程（以下「森林整備工事入札参加資格審査規定」という。）第 2 条で規程する工事をいう。以下同じ。）及び森林作業道等整備工事の実施について、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号、以下「財務規則」という。）、建設工事執行規程（昭和 46 年 8 月 1 日新潟県訓令第 27 号）、財務規則別記建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）、新潟県森林整備工事請負契約条項（平成 18 年 2 月 21 日付け治第 941 号農林水産部長通知、以下「契約条項」という。）及び県営林事業における間伐材売買契約を伴う森林整備工事競争入札実施要綱（平成 20 年 6 月 10 日伺定、以下「利用間伐入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画書の作成及び提出)

第 2 条 地域振興局長、新潟地域振興局津川地区振興事務所長及び森林研究所長（以下「地域振興局長等」という。）は、県営林事業に係る工事を実施しようとする前年度の 8 月末日 までに第 1 号様式による実施計画書を作成し、農林水産部長に提出する。

- 2 実施計画書の作成は、林業土木積算基準、新潟県土木工事等基礎単価表、県有林県行造林伐出経費算定基準、新潟県森林作業道開設基準等（以下「林業土木積算基準等」という。）によるものとする。
- 3 計画検討にあたっては、事業コストの低減や入札参加者の受注意欲向上などに資する施業方法・事業量等となるよう努めるものとする。

(予算の配当等)

第 3 条 農林水産部長は、前条により提出された実施計画の内容を審査し、予算の範囲内で工事の内容を決定し、地域振興局長等へ通知するとともに予算の配当を行う。

(変更協議)

第 4 条 地域振興局長等は、前条で通知を受けた内容を変更する場合には、農林水産部長に協議を行うものとする。

(境界の確定、表示及び管理方法)

第 5 条 工事区域はあらかじめ境界及び面積を確定するものとする。

- 2 県有林及び県行造林立木（以下「県営林立木」という。）が、隣接する県営林以外の林分と同様の林相であることなどによりその境界が明確でない場合は、「新潟県林業関係事業における誤伐防止に関する指針（平成 21 年 3 月 18 日林第 1072 号林政課長治山課長通知）」の規定に基づく境界確認を行うものとする。
- 3 前項の境界確認に伴う境界の表示方法及び管理方法は、次の各号によるものとする。
 - (1) 確定した境界上には 1 点以上の杭を設置し、GPS による座標を取得するものとする。

- (2) 前号により設置する杭が複数ある場合は、杭に番号を付すものとする。
 - (3) 境界にある県営林立木については、スプレー等によるマーキングを行うものとする。
 - (4) 第1号で設置した杭、第3号によるマーキング状況を写真撮影するものとする。
 - (5) 団地施業図には杭を「□」で表示し、第1号により取得した座標を明記するものとする。
 - (6) 第4号の状況写真は、「立木調査及び境界確認の直営調査に関する立会謝金等の取扱い要領（平成21年3月18日林第1073号林政課長治山課長通知）」の様式2の立会確認書(代理人の場合は委任状も含む。)の写しと共に保存するものとし、その保存期間は県による団地処分終了後5年間とする。
- 4 境界確定後の状況が施業図と異なる場合は、コンパス測量を行い施業図を修正するものとする。

(設計書の作成)

第6条 地域振興局長等は、第3条による通知に基づき第2号様式により設計書を作成する。
2 設計書の作成は、林業土木積算基準等によるものとする。

(工事の方法)

第7条 工事は、県営林事業作業標準仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(入札参加の範囲)

第8条 工事の入札参加の範囲については、次のとおりとする。
(1) 森林整備工事については、森林整備工事入札参加資格審査規程に基づく森林整備工事入札参加資格者名簿によるものとする。なお、間伐材売買契約を伴う森林整備工事（**森林作業道**開設を含む）については、利用間伐入札実施要綱第3条の規定によるものとする。
(2) **森林作業道等**整備工事については、新潟県建設入札参加資格審査規程に基づく建設工事入札参加資格者名簿によるものとする。

(契約書の様式等)

第9条 工事に係る契約書の様式等については、次のとおりとする。
(1) 森林整備工事については、この要領で定めるものとする。
(2) **森林作業道等**整備工事については、財務規則第79条に基づく契約書(第36号様式)によるものとする。

(報告)

第10条 請負者は、工事に着手したときは第3号様式による県営林事業工事着手届を、工事を履行したときは第4号様式による県営林事業工事履行届を速やかに地域振興局長等に提出するものとする。
2 地域振興局長等は、請負者及び請負金額を決定したとき（変更を含む。）は第5号様式による契約（変更）報告書に契約書の写しを添えて、工事の履行を確認したときは第6号様式による工事完了報告書を速やかに農林水産部長に提出するものとする。

(検査)

第11条 地域振興局長等は、工事の臨時検査及び完成検査を行うときは契約条項第14条3項、第32条2項及び新潟県林業土木工事検査要領（昭和53年10月13日林第1310号）によるものとする。

(その他)

第12条 森林整備工事については、財務規則第80条、第81条、第82条、第82条の2、第83条における「建設工事」を「森林整備工事」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。